

平成二十八年一月六日

青森県教育委員会第八百四回定例会

期日 平成二十八年一月六日（水）
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一開会

二議案

議案第一号 県重宝の指定解除について

三その他

県立高等学校教育改革に係る請願について
職員の懲戒処分の状況

四閉会

議案第一号

県重宝の指定解除について

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、次の表に掲げる県重宝の指定を解除する。

種別	名称	員数	所在地	所有者	指定年月日
県重宝	亀ヶ岡式皿形彩色土器	一個	東京都八王子市八日町二の一 ルピナス八王子一一〇二	常澤直心	昭和三十一年 五月十四日
県重宝	亀ヶ岡式土器	一括二点	東京都八王子市八日町二の一 ルピナス八王子一一〇二	常澤直心	昭和四十六年 六月十日
県重宝	亀ヶ岡式香炉形土器	一点	東京都八王子市八日町二の一 ルピナス八王子一一〇二	常澤直心	昭和五十八年 四月十六日

[その他]

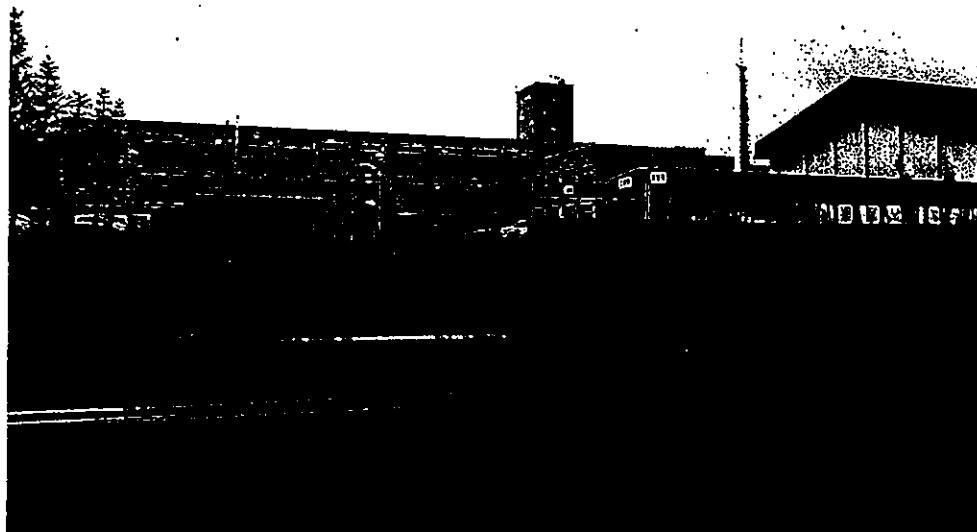
県立高等学校教育改革に係る請願について

1 「青森県立青森東高等学校平内校舎存続の陳情書」の件

- ・請願者住所 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊 6 3
- ・請願者氏名 青森県東津軽郡平内町 町長 船橋 茂久 外3名
- ・受理年月日 平成27年12月2日

青森県立青森東高等学校平内校舎存続の
陳 情 書

青森県教育委員会
教育長 中村充殿



青森県東津軽郡平内町

青森県東津軽郡平内町議会

青森県東津軽郡平内町議会県立青森東高等学校平内校舎存続対策特別委員会

西谷

青教高第346号
青森県立青森東高等学校平内校舎存続対策協議会



青森県立青森東高等学校平内校舎存続について

平内町議会の「県立青森東高等学校平内校舎存続特別対策委員会」設置に続き、平内高校・校舎関係者及び産業団体を含む各団体で構成する「青森県立青森東高等学校平内校舎存続対策協議会」が平成24年12月に設置されたところです。

今後の管内中学生の卒業予定者数の推移では、非常に厳しい状況にあると理解しています。

しかしながら、平内高校から平内校舎に移行した時点で、廃校の道へ進むのではないかとの不安は、生徒はもちろん、保護者にも広がり他校への入学と流れが広がりました。

校舎化以前は定員割れがありませんでしたが、以後に定員割れが生じていることはご承知のとおりです。また、青森市内中学校卒業生が平内校舎を通り越し、野辺地高校への入学も生まれてきています。

平内管内中学校出身者数にとらわれがちですが、青森市内の中学校進路指導の先生方からは、その子の能力を伸ばす高校へ進むことを願い、平内校舎へ受験させている点から市内中学校卒業生の受け皿としての存在価値があるものと思っています。

現在の生徒数は少人数ですが、平内校舎は平内町にとって大きい存在にあります。

県立平内高校開設当時を振り返ってみれば当町教育の環境は厳しいものがありました。特に夏泊半島地区においては、高校に進学

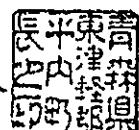
させる為には下宿させなければならず、限られた家庭でしか進学できぬ状況がありました。平内高校の開設は、それらの問題を解決し、当町の教育力向上に大きく貢献してきました。

以上のように、平内校舎は平内町にとって唯一の県立高校であります。また、学校の存続は地域の活力の源でもありますので、是非、平内校舎の存続について特段のご配慮をお願いするものであります。

平成27年12月2日

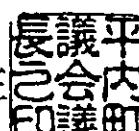
青森県東津軽郡平内町

町長 船橋茂久



青森県東津軽郡平内町議会

議長 佐々木徳正



青森県東津軽郡平内町議会

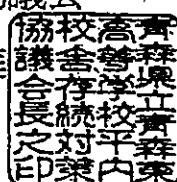
県立青森東高等学校平内校舎存続対策特別委員会

委員長 田中光弘



青森県立青森東高等学校平内校舎存続対策協議会

会長 亀田武之進



[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成28年1月（12月1日～12月31日分）

青森県教育委員会

事案1 ①被処分者 上北地域市部以外の中学校 教諭（43歳 男性）

②事件の概要等 速度超過（50km/h以上）

・平成27年8月5日（水）午後3時26分頃

・岩手県内の高速道路

・最高速度80km/hのところ、136km/hで走行

③処分内容 減給1月

④処分年月日 平成27年12月9日

事案2 ①被処分者 上北地域の中学校 学校栄養職員（61歳 女性）

②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）

・平成27年9月27日（日）午後3時27分頃

・上北郡六戸町内の県道

・最高速度40km/hのところ、83km/hで走行

③処分内容 減給1月

④処分年月日 平成27年12月15日

⑤その他 平成25年9月25日に人身事故を起こしていることから、量定を加重

事案3 ①被処分者 三八地域の高等学校 技術職員（43歳 男性）

②事件の概要等 暴行

・平成26年度の実習船の国際航海中、船内で飲酒していた平成27年2月8日（日）午前1時頃、同僚職員に仕事上の注意をする際、衣服の襟元をつかんで壁に強く押し付け威嚇し、頭部をつかんで、金属製ドアに数回打ち付けたほか、同年2月9日の揚縄作業中、同職員の作業上の危険な行為について注意する際、尻を蹴ったもの。

③処分内容 戒告

④処分年月日 平成27年12月24日